

27 危機関連保証

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事態により著しい信用収縮が生じた中小企業者・小規模事業者の方を対象としており、国が告示した指定期間に利用できる保証です。(令和5年4月時点では指定されておりません。)

対象となる方	売上が減少する等、経営の安定に支障が生じていることについて、本店所在地または事業実態のある事業所の所在地を管轄する市町長の認定を受けた方
資金使途	経営の安定に必要な運転資金および設備資金
保証限度額	2億8,000万円(組合は4億8,000万円) (注1)別枠の普通保険(2億円(組合4億円))及び無担保保険(8,000万円)の範囲内とします(一般の保険とは別枠となります)。 (注2)本保証、経営安定関連保証(セーフティネット保証)、災害関係保証(東日本大震災および危機関連保証にかかる災害に限る)および東日本大震災復興緊急保証との合計限度額は5億6,000万円となります。
保証期間	10年以内(うち据置期間2年以内)
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	原則として均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	0.80%
保証割合	責任共有制度対象外(100%保証)
必要書類	市町長の認定書
その他	①経済産業大臣が定める危機指定期間(原則1年以内)に認定が行われます。 ②貸付実行は危機指定期間内に行う必要があります。 (注)認定基準は、次のとおりです。 ア 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている。 イ 原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比べ15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が15%以上の減少が見込まれる。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。